

(4) 国営土地改良事業負担金償還
助成事業補助金交付要綱

国営土地改良事業負担金償還助成事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1 県は、国営土地改良事業（以下、「事業」という。）の公共性にかんがみ、事業施行地内農家全体の事業費負担の軽減を図るため、当分の間、地元負担団体である土地改良区等が償還する額について、予算の範囲内において国営土地改良事業負担金償還助成事業補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(事業の採択)

第2 事業の採択を申請する者は、交付初年度の前年度2月末日までに別記様式第1号に償還計画表を添え知事に申請するものとする。

2 知事は、前項の申請があったときは、事業内容を審査し、適当と認められる場合は、別記様式第2号により申請者に事業採択を通知するものとする。

(交付対象等)

第3 交付対象となる事業は、国営土地改良事業負担金等徴収条例（昭和34年宮城県条例第36号。以下「条例」という。）第2条第1項の規定により、平成2年度以降徴収を開始するかんがい排水事業及び農地再編整備事業とし、補助金の額は、当該事業に要した額に、別表第1、第2及び第3に定める率を乗じて得た額に、別表第4により算出した額を加えた額とする。

2 知事は、前項の規定により算出した補助金の額が、予算額を超える場合においては、その差額を、後年度に交付することができる。

3 前項の規定により各年度の補助金の額を変更する場合には、知事は、あらかじめ関係団体に通知することとする。

4 条例第2条の規定により徴収する負担金の額は、条例第3条に定める額とし、国営土地改良事業負担金償還助成事業補助金の控除は行わない。

(交付の申請)

第4 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第3号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

(補助金交付申請書)

第5 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 償還計画書

(2) 収支予算書（別記様式第4号）

(実績報告)

第6 規則第12条第1項の規定による実績報告書の様式は、別記様式第5号によるものとする。

(実績報告書)

第7 規則第12条第1項の規定により実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 当該地区に係る土地改良法（昭和24年法律第195号）第90条第4項の規定に基づく負担金の納付を証する書面
- (2) 収支精算書（別記様式第6号）

(補助金の交付方法)

第8 補助金は、規則第15条ただし書の規定により概算払いにより交付するものとする。

(補助金の請求)

第9 補助金の請求は、別記様式第7号による補助金概算払請求書を知事に提出して行うものとする。

(書類の提出部数)

第10 この要綱により知事に提出する書類は、申請者の住所を所管区域とする地方振興事務所を経由するものとし、その提出部数は、各1部とする。

(その他)

第11 この要綱に定めのない事項については、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年8月29日から施行し、平成12年度の予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 国営土地改良事業負担金償還助成措置要綱（平成2年11月9日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成16年7月13日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年2月27日から施行し、平成20年度交付分から適用する。
- 2 この要綱による交付対象は、平成18年度までに国営土地改良事業地区調査が着手された地区とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成28年度新規採択地区から適用する。
- 2 この要綱による交付対象は、令和7年度までに採択された地区とする。

附 則

この要綱は、令和３年６月２９日から施行する。

別表第 1

国営基幹かんがい排水事業

(平成 2 年度以降開始した事業)

基 幹 工 種	助 成 率
1. ダム	
(1) 貯水量 700(1,000)万m ³ 、益面積5,000(7,000)ha以上	—
(2) " 未満	* 2.0
(3) 共同ダム(農業用)	4.5
(4) " (その他)	6.4
(5) 一般	10.4
2. 頭首工	
(1) 受益面積 5,000(7,000)ha以上	—
(2) 受益面積 3,000(3,000)ha以上	* 2.0
(3) 共同頭首工(農業用)	4.0
(4) " (その他)	4.0
(5) 受益面積 1,000(1,000)ha以上	4.0
(6) 受益面積 1,000(1,000)ha未満	4.0
3. 排水機場、樋門	
(1) 受益面積 5,000(7,000)ha以上	—
(2) 受益面積 3,000(3,000)ha以上	2.0
(3) 受益面積 1,000(1,000)ha以上	4.0
(4) 一般	4.0
4. 排水路	
(1) 受益面積 1,000(1,000)ha以上	4.0
(2) 一般	4.0
5. 用水機場、樋門、導水路	
(1) 受益面積 1,000(1,000)ha以上	4.0
(2) 一般	4.0
6. 用水路	
(1) 受益面積 1,000(1,000)ha以上	4.0
(2) 一般	4.0
7. 水管理制御システム	
(1) 受益面積 100ha以上	4.0
(2) 受益面積 100ha未満	5.0

- ・*印は、鳴瀬川地区及び江合川地区については、特例として4.0%とする。
- ・基幹工種欄の()内記載事項は、平成4年度まで設けられていた区分を示す。
- ・ただし、平成28年度以降の新規地区に係る助成率については、当該事業に要した額(うち受益者負担のある基幹工種)の2.0%とする。

別表第2

国営かんがい排水事業
(平成元年度までに開始した事業)

基 幹 工 種	助 成 率
1. ダム	
(1) 貯水量 700(1,000)万m ³ 、益面積5,000(7,000)ha以上	10.4
(2) " 未満	10.4
(3) 共同ダム(農業用)	10.4
(4) " (その他)	—
(5) 一般	10.4
2. 頭首工	
(1) 受益面積 5,000(7,000)ha以上	10.4
(2) 受益面積 3,000(3,000)ha以上	9.0
(3) 共同頭首工(農業用)	—
(4) " (その他)	—
(5) 受益面積 1,000(1,000)ha以上	6.5
(6) 受益面積 1,000(1,000)ha未満	4.0
3. 排水機場、樋門	
(1) 受益面積 5,000(7,000)ha以上	10.4
(2) 受益面積 3,000(3,000)ha以上	9.0
(3) 受益面積 1,000(1,000)ha以上	6.5
(4) 一般	4.0
4. 排水路	
(1) 受益面積 1,000(1,000)ha以上	6.5
(2) 一般	4.0
5. 用水機場、樋門、導水路	
(1) 受益面積 1,000(1,000)ha以上	4.0
(2) 一般	4.0
6. 用水路	
(1) 受益面積 1,000(1,000)ha以上	4.0
(2) 一般	4.0

・基幹工種欄の()内記載事項は、平成元年度まで設けられていた区分を示す。

別表第 3

国営農地再編整備事業

基 幹 工 種		助 成 率
全 施 設		
	1 一 般 型	4.0
	2 中山間地域型	4.0

別表第 4

区 分	該 当 地 区	補助金の額（助成率）
県要件助成	国営土地改良事業負担金計画措置実施要領（昭和62年8月21日付け62構改B第1133号）の規定により、償還計画について構造改善局長の承認を受けた地区	元利均等年賦支払以外の年賦支払の方法を併用する地区は、以下の算式により算定された額 $Y = \Sigma (X_i - \bar{X}) / 2$ ただし、 $X_i - \bar{X} < 0$ ならば $X_i - \bar{X} = 0$ とする。 Y：補助金の額 X_i ：i年度に地元が県に支払うべき負担金 i：償還期間中の各年度 $\bar{X}$ ： X_i の平均

(別記様式第1号)

令和 年度国営土地改良事業負担金償還助成事業採択申請書

番 号
年 月 日

宮 城 県 知 事 殿

住所
申請者
名称及び代表者の氏名 印

令和 年度新規国営土地改良事業負担金償還助成事業の採択をされたく、下記のとおり申請します。

記

- 1 事業名
- 2 地区名
- 3 事業費（見込み） 億円
- 4 助成額（見込み） 単位：千円

施設区分	農家償還金		償還助成交付金	
	負担率	償還金計	助成率	交付額計
	%		%	
	%		%	
	%		%	
	%		%	
計				

- 5 償還期間（予定） 年 月から 年 月
- 添付資料 償還計画表

(別記様式第2号)

令和 年度国営土地改良事業負担金償還助成事業採択通知書

番 号
年 月 日

土地改良区理事長 殿

宮城県知事

印

年 月 日付け 第 号で申請のありました下記地区について、国営土地改良事業負担金償還助成事業の実施地区として、採択しましたので通知します。

なお、国営土地改良事業負担金償還助成事業補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内において当該補助金を交付します。

記

- | | | | |
|---|----------|----|-------|
| 1 | 事業名 | | |
| 2 | 地区名 | | |
| 3 | 事業費（見込み） | 億円 | |
| 4 | 助成額（見込み） | | 単位：千円 |

施設区分	農家償還金		償還助成交付金	
	負担率	償還金計	助成率	交付額計
	%		%	
	%		%	
	%		%	
	%		%	
計				

(別記様式第3号)

令和 年度国営土地改良事業負担金償還助成事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

宮 城 県 知 事 殿

住所

申請者

名称及び代表者の氏名 印

令和 年度国営土地改良事業負担金償還助成事業補助金を交付されるよう補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金の使途及び目的
- 2 補助金の算出の基礎

添付書類

- 1 償還計画書
2 収支予算書 (別添様式第4号)

(別記様式第4号)

収 支 予 算 書

1 収 入

区 分	本年度予算額	前年度予算額	増 減	備 考
県 補 助 金	円	円	円	
計				

2 支 出

区 分	本年度予算額	前年度予算額	増 減	備 考
	円	円	円	
計				

(別記様式第5号)

令和 年度国営土地改良事業負担金償還助成事業実績報告書

番 号
年 月 日

宮 城 県 知 事 殿

住所

申請者

名称及び代表者の氏名 印

令和 年 月 日付け宮城県（農村）指令第 号で交付決定の通知があった国営土地改良事業負担金償還助成事業について、下記のとおり実施したので補助金等交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助金の使途及び目的
- 2 補助金の算出の基礎

添付書類

- 1 負担金納付を証する書面の写し
- 2 収支精算書（別添様式第6号）

(別記様式第6号)

収 支 精 算 書

1 収 入

区 分	本年度精算額	本年度予算額	増 減	備 考
県 補 助 金	円	円	円	
計				

2 支 出

区 分	本年度精算額	本年度予算額	増 減	備 考
	円	円	円	
計				

(別記様式第7号)

令和 年度国営土地改良事業負担金償還助成事業補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

宮 城 県 知 事 殿

住所

申請者

名称及び代表者の氏名 印

令和 年 月 日付け宮城県（農村）指令第 号で交付決定の通知があった国営土地改良事業負担金償還助成事業補助金について、下記のとおり金 円を概算払によって交付されたく請求します。

記

区 分	対象事業費	交付決定額	既 受 領 額	今回請求額	残 額
	円	円	円	円	円
計					

支払銀行名：

口座番号：

フリガナ
口座名義人：